

認定農業者の認定を受けましょう

認定農業者制度は、経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定する仕組みです。国の各種支援策は、認定農業者に対して重点的に行われます。

砂川市農業委員会では、担い手の育成及び確保のため、認定農業者数について、現状58経営体のところ、平成24年度は64経営体、6経営体の増とすることを目標としています。（「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」より）

平成24年度から、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落・地域の話合いにより、今後の地域を中心となる経営体を定め、そこへの農地集積を進めるため、「人・農地プラン」を作成する取組が始まりました。中心経営体は、今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があることから、認定農業者制度との整合を図っていくことが重要と考え、① 人・農地プランとの関係（認定農業者への農地集積）
② 経営内容の自己チェック 等の運用改善が行われています。

◇ 認定を受けられる農業者 ◇

農業に意欲のある方（年齢や性別、専業農家・兼業農家の別、経営規模の大小、個人・法人は問いません）であって、5年後に
▶農業所得がおおむね 400万円 以上を目指す方。
▶年間就農時間が 1,800 ～ 2,000 時間を目指す方。
です。（現在、達成されている方も認定を受けられます。）

◇ 認定の手続きについて ◇

認定を受けようとする方は、

- ①経営規模の拡大（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- ②生産方式の合理化（機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ③経営管理の合理化（複式簿記での記帳等）
- ④農業従事の内容の改善（休日制の導入等）

など大きく4つの目標と、それらを達成するための内容を記載した「農業経営改善計画書」を砂川市に提出してください。



※ 詳細は、農政課（54-2121 内線352・353）までお問い合わせください。

農業者年金に加入しませんか

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

▶少子高齢化時代に強い年金です。【確定拠出型年金】

▶保険料の額は自由に決められます。

【月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択】

▶終身年金で80歳までの保証付きです。

▶公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

【支払った保険料全額が社会保険料の控除の対象】

▶農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります。

【一定の条件を満たした方には、国から月額最高1万円の保険料補助】



詳細は、農業委員会（54-2121内線354）・農協（54-3181）まで